



八 監 第 1 8 0 号
令 和 2 年 8 月 1 7 日

八千代市監査委員 江 頭 博 彦

八千代市監査委員 大 谷 益 世

八千代市監査委員 江 野 澤 隆 之

監 査 結 果 公 表

地方自治法第199条第1項，第2項及び第4項の規定による上下水道局の
監査を行ったので，次のとおり公表します。

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査並びに同条第2項の規定による行政監査

2 監査の対象機関

上下水道局

- (1) 経営企画課
- (2) 給排水相談課
- (3) 上水道課（村上給水場を含む。）
- (4) 下水道課

3 監査の範囲

令和元年度（令和2年3月末現在）における上下水道局の財務事務及び事務事業（一部、過年度分を含む。）

4 監査の着眼点

予算の執行状況，事務事業の執行状況，補助金交付事務の状況，契約事務の状況，財産の管理状況について，合規性及び効率性を主眼に，過去の監査結果等を勘案し，想定されるリスクに応じた着眼点をもとに監査を実施した。

5 監査の実施内容

重要リスクに対する内部統制の整備状況及び運用状況等を監査し，その有効性を評価するとともに，当該事務が関係法令及び規程等に準拠し適正で効率的かつ効果的に行われているかを，証ひょう書類等を突合するなどの監査手続を通じて検証を行った。

6 監査の期間

令和2年5月7日から同年8月17日まで

第2 監査の結果

監査対象機関の財務事務及び事務事業の執行状況は，関係法令等及び予算目的ののっとりて執行されており，おおむね適切であると認められた。

なお，監査対象機関ごとの所見（指摘事項）は，次のとおりである。

所見

対象機関	会計	区分	内 容
経営企画課			特に指摘，要望する事項はない。
給排水相談課			特に指摘，要望する事項はない。
上水道課（村上給水場を含む。）	水道事業会計	指摘事項	<p>1 土地賃貸借契約について</p> <p>八千代台浄水場の深井戸第6号に係る土地賃貸借契約について，翌年度以降の支出を義務付ける複数年契約を締結しているため，地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定による債務負担行為として予算に定めるか，同法第234条の3の規定による長期継続契約として，翌年度以降の予算額に減額又は削除があった場合は契約を解除する旨の解除条項を設けた契約書を作成する必要がある。</p> <p>しかしながら，当該契約は債務負担行為として予算に定められておらず，また，長期継続契約として翌年度以降の予算額に減額又は削除があった場合の解除条項を設けた契約書も作成されていなかった。</p> <p>今後は，適切な契約事務を行われたい。</p>
下水道課			特に指摘，要望する事項はない。